

# SPC JINJIKEN NEWS

## 2021年平均賃金 月30万7,400円 (3/26)

厚生労働省は25日、2021年の賃金構造基本統計調査を公表した。一般労働者の平均賃金は前年比0.1%減の月30万7,400円で、8年ぶりの減少。男女別では、男性が33万7,400円、女性が25万3,600円で、男女間の賃金格差は過去最少となった。

## 改正雇用保険法が成立 (3/31)

雇用保険料率引上げ等を内容とする改正雇用保険法が、30日の参議院本会議で成立。賃金の0.9%を労使で負担する保険料率を段階的に引き上げる。今年4月～9月は0.95%、10月～来年3月は1.35%とする。また、労働者が会社を辞めて起業する場合に基本手当を受けられる期間を最大4年に延長する。

## 公的年金0.4%減額、改正法施行 (4/1)

公的年金は4月、5月分(6月支給分)から0.4%減額される。また、改正法が施行され、原則65歳の老齢年金の受給開始時期を75歳まで先送りできるようになる。加えて、受給開始時期を65歳前に繰り上げたときの減額率は月0.5%から0.4%に縮小。60歳代前半の在職老齢年金が適用される年金月額と賃金を合計した基準額は、28万円から47万円に引き上げられる。

## 改正民法施行 18歳成人きょうから (4/1)

4月1日より改正民法が施行され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた。親の同意

なく、携帯電話や賃貸住宅、クレジットカードなどの契約が可能となる。成人年齢に関する規定変更は146年ぶり。

## 「下請Gメン」倍増して監視強化 (4/6)

政府は、大企業と下請け企業の取引が適正に行われているかを調査する「下請Gメン」を、4月から248人に倍増した。ウクライナ情勢の影響も含む原材料費の高騰で、中小企業が適切に価格転嫁ができるよう支援する。今後1年間で中小企業1万社について価格に反映できているかを調べ、価格交渉に応じない企業は、指導や助言の対象とする。

## 日本生命が企業年金利率下げ 5,200社に影響 (4/6)

日本生命保険は6日、確定給付型企業年金の予定利率を2023年4月に年1.25%から0.50%へ引き下げると発表した。引下げは21年ぶり。契約企業は約5,200社で、今後掛金増額などの対応を迫られる可能性がある。

## 来春大卒者の内定率 38.1% (4/7)

リクルートの発表によると、来春に卒業予定の大学生の就職内定率(内々定を含む)は、4月1日時点で38.1%で、前年同期より10ポイント高いことがわかった。内定辞退率も前年同期より7.2ポイント高く、28.9%だった。

## 神奈川石綿第2陣訴訟 国との和解が成立 (4/9)

8日、建設現場でアスベスト(石綿)を吸い健康被害を受けたとして、神奈川県の前労働者らが国と建材メーカーに損害賠償を求めている

た訴訟で、原告 62 人に国が計約 5 億 2,100 万円を支払うとの和解が、最高裁第 2 小法廷で成立した。和解の内容は、昨年 5 月の最高裁判決に基づく国と原告団との基本合意に沿ったもの。建材メーカー 2 社の賠償責任については、3 月 28 日に上告審弁論が結審し、6 月 3 日に判決が言い渡される。

### 無効解雇の金銭解決制度 導入の是非議論へ (4/12)

厚生労働省の有識者検討会は 11 日、無効解雇の金銭解決制度について法的論点を整理した報告書をまとめた。報告書は、労働者側が請求できる仕組みを念頭に、労働契約解消金の算定方法について、勤続年数や年齢、給与額などが考慮の対象になるなどの考え方を示した。今後は、労働政策審議会で制度導入の是非を議論する。

### 3月のバイト時給 前年同月比 1.8%上昇 (4/15)

リクルートが 14 日に発表した三大都市圏の 3 月のアルバイト・パートの募集時平均時給は、前年同月比 19 円 (1.8%) 上昇し、1,102 円だった。3 月下旬にまん延防止等重点措置が解除となり、飲食店など「フード系」で人材確保の動きが広まった。人手不足が深刻な介護スタッフなど「専門職系」では前年同月比 22 円 (1.8%) 高い 1,227 円と、過去最高を更新した。

### 「スマホへのマイナカード機能搭載」22 年度中に Android から対応へ (4/15)

総務省は 15 日、マイナンバーカードの取得を前提に、スマートフォンにカードと同様の電子証明書機能を 2022 年度中に搭載可能にすると発表した。対象は当面 Android 端末のみで、iPhone の対応時期は未定。スマホひとつでい

つでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の構築を目指し、2022 年度末にマイナポータルへのログインや各種行政手続のオンライン申請、以降順次コンビニ交付サービスや各種民間サービスのオンライン手続に対応する予定で、健康保険証としての利用についても検討が進められている。

### 学び直しを支援する企業への助成を拡充 政府会議が提言案 (4/18)

政府の「教育未来創造会議」のワーキンググループは 18 日、成長戦略の一環として社会人の学び直し(リカレント教育)を支援するため、従業員が大学等で学び直すための長期休暇制度を導入した企業に対して支給する補助金を拡充する提言素案を示した。5 月にも第 1 次提言としてまとめ、政府はこれを「骨太の方針」に反映させる。素案にはあわせて、高度なデジタル技能を備えた人材育成のための職業訓練等を行った企業への補助・助成制度の新設も盛り込まれた。

### 遺族厚生年金の受給要件、男女差を解消へ 共働き増で厚労省検討 (4/21)

厚生労働省は 21 日、遺族厚生年金の受給要件をめぐる、男女間の差を解消する方向で検討に入った。今回主な見直し対象となるのは、原則 18 歳以下の子がいない夫婦。共働き世帯が増えていることから、男性が家計の担い手の中心だった時代の設計を見直し差をなくすべきとの指摘を踏まえたもので、今夏にも社会保障審議会での議論を始める。



**要確認**

**令和4年度がスタート 厚生労働省関係の主な制度変更をチェックしておきましょう**

令和4年4月からの厚生労働省関係の制度変更について、企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。

.....令和4年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック.....

- 雇用保険制度の見直し【主な対象者：事業主及び労働者】
  - ・雇用保険料率を、年度前半（4月～9月）、年度後半（10月～令和5年3月）に分けて、段階的に引き上げ。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の義務企業拡大【主な対象者：常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主】
  - ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表等が常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられているところ、令和4年4月1日より、101人以上300人以下の企業にも拡大。
- 職場におけるパワーハラスメント防止措置の中小企業事業主への義務化【主な対象者：中小事業主】
  - ・令和4年4月1日から、職場におけるパワーハラスメントを防止するために事業主が雇用管理上講ずべき措置を講ずることを、中小事業主についても義務化。
- 不妊治療と仕事との両立に係る認定制度の創設【主な対象者：事業主】
  - ・不妊治療と仕事との両立しやすい環境整備に取り組む事業主を認定する「くるみんプラス」制度を新設。
- 育児休業制度等の個別の周知と意向確認、育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け【主な対象者：全ての事業主】
  - ・本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は、育児休業制度や申出先等に関する事項の周知と休業の取得意向確認を個別に行う必要がある。
  - ・育児休業等の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主に研修の実施や相談窓口の設置等複数のうちから1つの措置を講ずることを義務付け。
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【有期雇用労働者及び事業主】
  - ・有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者であること」という要件を廃止。

★ おおむね、これまでも紹介していた制度変更ですが、今一度確認しておきましょう。全く対応していない、対応に不安があるなど、気軽にご相談ください。なお、雇用関係の助成金などについても、令和4年度における新しい情報が徐々に公表されています。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

**施行済みの改正**

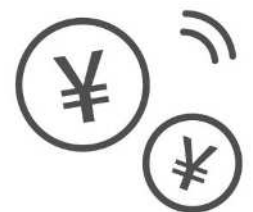
**令和4年の雇用保険の保険料率が決定 年度の途中でさらに引き上げ**

令和4年度の雇用保険の保険料率は、法改正により、2段階で引き上げられることになりました。

.....令和4年度の雇用保険の保険料率.....

●令和4年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳（令和4年4月～同年9月）

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000分の9.5	1,000分の3	1,000分の3	1,000分の3.5	計 1,000分の6.5
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の11.5	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の3.5	計 1,000分の7.5
いわゆる建設の事業	1,000分の12.5	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の4.5	計 1,000分の8.5



(次ページへ続く)

●令和4年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳（令和4年10月～翌年3月）

2022年5月号

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率		
		被保険者負担分	事業主負担分			
いわゆる一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の5	1,000分の5	1,000分の3.5		
			計 1,000分の8.5			
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の3.5		
			計 1,000分の9.5			
いわゆる建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の4.5		
			計 1,000分の10.5			

★ 令和4年4月から事業主負担分の保険料率に変更になります(1,000分の0.5引き上げ)。また、令和4年10月からは被保険者負担分・事業主負担分の保険料

率に変更になります(各々1,000分の2引き上げ)。なお、令和4年度の年度更新における雇用保険分の概算保険料については、令和4年4月から同年9月までの概算保険料額と令和4年10月から令和5年3月までの概算保険料額をそれぞれ計算し、その合計額を、雇用保険分の概算保険料として申告・納付することとする暫定措置が適用されます。今回の雇用保険の保険料率の改正については、例年にも増して注意すべき点があります。不安があれば、気軽にお声掛けください。

〈補足〉労災保険の保険率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

施行済みの改正

令和4年4月から65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されました

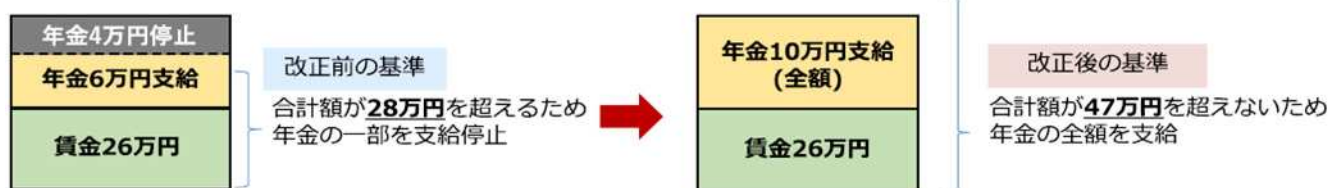
厚生年金保険への加入期間に基づいて支給される老齢厚生年金は、その受給権者が在職者(被保険者として働いている者)であるときは、一定の仕組みにより、その全部または一部の支給が停止されることがあります(在職老齢年金制度)。その制度のうち、65歳未満の方に適用されるものが改正され、令和4年4月から施行されました。概要を確認しておきましょう。

.....65歳未満の方の在職老齢年金制度の見直しの概要(令和4年4月～).....

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。

この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

たとえば、年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円(合計額36万円)である場合は、次のような違いがでてきます。



★ 65歳前に支給される老齢厚生年金(=65歳未満の方の在職老齢年金制度)の対象となるのは、原則として、男性は昭和36年4月1日以前生まれ、女性は昭和41年4月1日以前生まれの方に限られます(それより後に生まれた方は65歳支給開始)。対象者が減っていく制度ですが、このような改正が行われたことは、確認しておきましょう。対象者については、年金を支給停止されずに働ける範囲が広がります。詳しい内容等については、気軽にお尋ねください。